

令和7年4月8日

保護者 様

山武市立成東東中学校
校 長 大津 昌利

災害時における生徒の引き渡しについて

日頃より、本校の教育活動に御理解と御支援を賜り、感謝申し上げます。

本校では、災害時における生徒の安全確保のため、生徒の保護者への引き渡しの基準を災害時初動対応マニュアル（山武市教育委員会作成）から、下記のとおりとしております。

つきましては、内容を確認していただき、災害時における生徒の引き渡しの対応について、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 生徒の引き渡しの基準

- (1) 市内に震度で5強以上の地震が観測されたとき
- (2) 市内の震度が5弱以下の地震であった場合でも、学校及び周辺の地域に被害があり、生徒を安全に帰宅させられないとき
- (3) 市内に警報（大雨・洪水・暴風等）が発令されたとき
- (4) 市内に警報（大雨・洪水・暴風等）は発令されていないが、学校及び周辺の地域に被害があり、生徒を安全に帰宅させられないとき
- (5) 安全確保のため生徒を学校に留め置いた結果、下校が遅くなってしまったとき
- (6) 校地・校舎内に不審者が出没し、生徒に危害が及んだとき、又はその恐れがあるとき
- (7) 学区内外に不審者が出没し、生徒に危害が及んだりする事態が予想される時
- (8) その他、生徒の引き渡しが必要と校長が判断したとき

2 留意事項

- (1) 引き渡しを行う場合は、原則として学校より（さくら連絡網・電話等）連絡します。通信手段が機能しない場合は、保護者の判断で来校するようにお願いいたします。
- (2) 原則として直接保護者（等）に引き渡しをします。
- (3) 学校及び学区内で浸水している箇所がある場合や浸水が予想される場合は、原則、警報が解除され、安全が確認されるまで引き渡しはせず、生徒は学校の安全な場所で保護します。道路等の通行の安全が確認されしだい、引き渡しの連絡をいたします。